

# 設 計 書

	課 長	課 補 長 佐	課 補 長 佐	係 長	審 査 者	設 計 者
年 月 日	令和 7 年 月 日			工 事 概 要	鶴見川 施工延長(左岸) L=20.0m 石積接着補強工 30 m <sup>2</sup>  馬見塚川 施工延長(右岸) L=0.8m、L=2.8m 石積補修工 1 式 底版コンクリート工 1 式  根比川 施工延長(右岸) L=7.0m ブロック積補修工 1 式	
工 事 番 号	年 第 号					
河 川 名	鶴見川・馬見塚川・根比川					
施 行 位 置	阿久根市 鶴見町・西目・赤瀬川 地内					
工 事 名	令和7年度 市単独事業 鶴見川外2川 河川改修工事					
工 期	175日間	施 行 方 法	直 営 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">請 負</span>			
支 出 科 目	年 度	会 計	款	項	目	節
	区 分		金 額	摘 要		
	設 計 額		円			
其 の 他	鶴見川外2川は、護岸の一部が崩落しており隣接地等に支障をきたしている状況であるため、護岸を復旧することで、護岸の安定と河川の機能向上を図るものである。					

費用	金額	備考
事業費	円	
工事費	円	
本工事費	円	工事価格 円 消費税相当額 円
附帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
換地諸費又は 権利交換諸費		
事務費		
事務雑費		
工事雑費		

<h1>工事設計書</h1>	
設計書総括情報	
事務所名	阿久根市
設計書名	実施設計書
事業名	
積算総括情報	
諸経費体系	A 公共
適用単価区分	1 実施単価
単価適用地区	31 北薩③
単価適用日	0 令和 7年 7月 1日
積算条件／諸経費情報	【 当 世 代 】 <span style="float: right;">【 前 世 代 】</span>
前払率 (%)	40 %
工種	01 河川
施工地域	09 補正無し
現場環境改善費	07 計上無し
消費税税率	04 消費税税率：10%
契約保証	01 金銭的保証を要す

# 本工事費内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
**本工事費**									X1000	
鶴見川 レベル1									Y01000000	
石積補修工 レベル2					式				Y01010000	
石積補修工 レベル3					式				Y01010100	
石積補修工					式				Y01010101	
目地付着物除去工					式				V0002	0
	30				m <sup>2</sup>				施工内訳0-0001号表	
石積空洞部洗浄下地処理工									V0003	0
	30				m <sup>2</sup>				施工内訳0-0002号表	
石積専用接着剤注入工									V0005	0
	1,307				リットル				施工内訳0-0003号表	
表面刷毛引工									V0006	0
	30				m <sup>2</sup>				施工内訳0-0004号表	

# 本工事費内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
散水車損料 4m3									F0008	0
	24			h						
馬見塚川 レベル1									Y01000000	
				式						
石積修繕工 レベル2									Y010V0000	
				式						
石積修繕工 レベル3									Y010V0B00	
				式						
石積修繕工									Y010V0B0B	
				式						
無筋・鉄筋構造物人力打設 18- 8-40(高炉), 小型車割増無し 一般養生, 現場内小運搬無し									SQ102	0
	0.4			m3						施工内訳0-0005号表
一般型枠 鉄筋・無筋構造物									SQZ104	0
	0.8			m <sup>2</sup>						施工内訳0-0006号表
底版コンクリート工 レベル2									Y010V0000	
				式						
底版コンクリート工 レベル3									Y010V0B00	
				式						

# 本工事費内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
底版コンクリート									Y010V0B0B	
				式						
無筋・鉄筋構造物人力打設 18- 8-40(高炉), 小型車割増無し 一般養生, 現場内小運搬無し	0.5		m3						SQ102 0	
									施工内訳0-0005号表	
一般型枠 鉄筋・無筋構造物	0.1		m <sup>2</sup>						SQZ104 0	
									施工内訳0-0006号表	
水替工									Y010V0B0B	
				式						
土のう締切工 仕拵・積立・撤去 小口並べ	0.5		m <sup>2</sup>						S1900 0	
									施工内訳0-0007号表	
締切排水工 作業時排水 水替日数1日 排水量0~40m3/h未満 1箇所	1			式					S2561 0	
									施工内訳0-0008号表	
根比川 レベル1									Y01000000	
				式						
ブロック積補修工 レベル2									Y01060000	
				式						
ブロック積補修工 レベル3									Y2E0B0Q00	
				式						

# 本 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ブロック積補修工		式			Y2E0B0Q06
無筋・鉄筋構造物人力打設 18- 8-40(高炉), 小型車割増有り 一般養生, 現場内小運搬有り	1	m <sup>3</sup>			SQ102 0 施工内訳0-0014号表
一般型枠 鉄筋・無筋構造物	7	m <sup>2</sup>			SQZ104 0 施工内訳0-0006号表
鉄筋加工・組立(差筋・杭頭処理) D 1 3mm, S D 3 4 5 1 0 t未満	0.007	t			S8400 0 施工内訳0-0015号表
水替工		式			Y010V0B0B
土のう締切工 仕拵・積立・撤去 小口並べ	1	m <sup>2</sup>			S1900 0 施工内訳0-0007号表
締切排水工 作業時排水 水替日数1日 排水量0~40m <sup>3</sup> /h未満 1箇所	1	式			S2561 0 施工内訳0-0008号表
**直接工事費**					
共通仮設費(率分)		式			

# 本 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
** 共通仮設費計 **						
** 純工事費 **						
現場管理費						
** 現場管理費計 **			式			
** 工事原価 **						
一般管理費						
契約保証費			式			
** 一般管理費等計 **			式			
** 工事価格 **						

# 本 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
消費税相当額					
		式			
**請負工事費**					
工事価格計					
消費税相当額計					
		式			
請負工事費計					



石積空洞部洗浄下地処理工

V0003

# 施工内訳表

施工内訳0-0002号表

頁0-0010

100 m<sup>2</sup> 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	2	人			R2500 1
石工	2	人			R0700 1
普通作業員	4	人			R0200 1
塗布型吸水調整剤 ユニレックス3	5	kg			F0004
諸雑費	5	%			#01
*** 合計 ***	100	m <sup>2</sup>			
*** 単位当り計 ***	1	m <sup>2</sup>			

石積専用接着剤注入工

V0005

# 施工内訳表

施工内訳0-0003号表

頁0-0011

100

リットル 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	0.6	人			R2500 1
石工	0.6	人			R0700 1
特殊作業員	0.6	人			R0100 1
普通作業員	0.6	人			R0200 1
石積専用接着剤 モルダムエース	8.89	セット			F0006
小型注入ポンプ損料 吐出料2.3l/min~10.3l/min	0.25	台			F0007
諸雑費	3	%			#01
*** 合計 ***	100	リットル			
*** 単位当り計 ***	1	リットル			



# 施工内訳表

施工内訳0-0005号表

無筋・鉄筋構造物人力打設  
18- 8-40(高炉), 小型車割増無し

SQ102  
一般養生, 現場内小運搬無し

1 m3 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
普通作業員	0.155	人			R0200 1
特殊作業員	0.079	人			R0100 1
土木一般世話役	0.065	人			R2500 1
生コンクリート 18-8-40 (普通)	1.071	m3			T0922 1
高炉Bセメント補正	1.071	m3			T0900 1
** 代表機労材規格 **	-100	%			#01 この行までは参考表示であり積算には不使用
《施工パッケージ積算単価》	1.00	m3			E0001
*** 単位当り計 ***	1	m3			
A=1 無筋・鉄筋構造物 C=4 人力打設(-1≦H≦1) E=2 高炉			B=1 設計日打設量10m3/日未満 D=3 18- 8-40 G=1 小型車割増無し		
H=2 一般養生 L=1 II-4-①-4			J=2 現場内小運搬無し		

一般型枠  
鉄筋・無筋構造物  
機械構成比：

SQZ104

# 施工内訳表

施工内訳0-0006号表

頁 0 - 0014

労務構成比：

材料構成比：

市場単価構成比：

標準単価：  
1

m<sup>2</sup> 当り

代表機材規格	構成比	単価	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
型わく工			型わく工		R3300
普通作業員			普通作業員		R0200
土木一般世話役			土木一般世話役		R2500
その他(労務)			その他(労務)		ER009
積算単価			積算単価		EP001

一般型枠  
鉄筋・無筋構造物  
機械構成比：

SQZ104

# 施工内訳表

施工内訳0-0006号表

頁 0 - 0015

労務構成比：

材料構成比：

市場単価構成比：

1  
標準単価：

m<sup>2</sup> 当り

代表機労材規格	構成比	単 価	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
*** 単位当り計 ***					
A=1 一般型枠 C=1 II-4-②-2			B=1 鉄筋・無筋構造物		

# 施工内訳表

施工内訳0-0007号表

土のう締切工  
仕拵・積立・撤去

S1900

小口並べ

10

m<sup>2</sup> 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
山代(無代)	3.40	m <sup>3</sup>			
土のう (化学繊維)	170	袋			T0049
普通作業員	3.40	人			R0200
普通作業員	1.70	人			R0200 仕拵
普通作業員	2.04	人			R0200 積立
諸雑費	1	式			R0200 撤去 #10
*** 合計 ***	10	m <sup>2</sup>			
*** 単位当り計 ***	1	m <sup>2</sup>			
A=1 仕拵・積立・撤去 C=1 II-5-⑩-1			B=1 小口並べ		



# 施工内訳表

施工内訳0-0009号表

S2562

♪ポンプ運転

口径×台 (150 × 1)

1 日 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
特殊作業員	0.14	人			R0100 1
工事用水中ポンプ運転 口径×台 (150 × 1)	1.00	日			SA562 1 施工内訳0-0010号表
発動発電機運転費 (賃料) ディーゼルエンジン駆動 25kVA	1.00	日			SA061 1 施工内訳0-0011号表
諸雑費	3.00	%			#01
*** 単位当り計 ***	1	日			
A=2 作業時排水 C=1 II-5-⑧-2			B=1	排水量0~40m <sup>3</sup> /h未満	





# 施工内訳表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	0.50	人			R2500
特殊作業員	0.10	人			R0100
普通作業員	2.00	人			R0200
バックホウ運転費（賃料） クローラ型山積0.8m3（クレーン付）	0.50	日			SA740 施工内訳0-0013号表
諸雑費	1	式			#10
*** 単位当り計 ***	1	箇所			
A=1            II-5-⑧-2					

# 施工内訳表

バックホウ運転費 (賃料)  
クローラ型山積0.8m3 (クレーン付)

SA740

施工内訳0-0013号表

1 日 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
バックホウ賃料 (クレーン付) 山積0.8m3, 吊能力2.9t	1.16	供用日			T0439
軽油	65.00	L			T0002
運転手 (特殊)	1.00	人			R1400
諸雑費	1	式			#10
*** 単位当り計 ***	1	日			
A=2 クローラ型山積0.8m3 (クレーン付) C=65 燃料消費量 (L)			B=1 特殊運転手 (人) D=1.16 機械賃料 (供用日数)		

# 施工内訳表

施工内訳0-0014号表

無筋・鉄筋構造物人力打設  
18- 8-40(高炉), 小型車割増有り

SQ102  
一般養生, 現場内小運搬有り

1 m3 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
普通作業員	0.285	人			R0200 1
特殊作業員	0.079	人			R0100 1
土木一般世話役	0.065	人			R2500 1
生コンクリート 18-8-40 (普通)	1.071	m3			T0922 1
高炉Bセメント補正	1.071	m3			T0900 1
生コン運搬小型車割増	1.071	m3			T0904 1
** 代表機労材規格 **	-100	%			#01 この行までは参考表示であり積算には不使用
《施工パッケージ積算単価》	1.00	m3			E0001
*** 単位当り計 ***	1	m3			
A=1 無筋・鉄筋構造物 C=4 人力打設(-1≦H≦1) E=2 高炉			B=1 設計日打設量10m3/日未満 D=3 18- 8-40 G=2 小型車割増有り		
H=2 一般養生 L=1 II-4-①-4			J=1 現場内小運搬有り		

# 施工内訳表

鉄筋加工・組立 (差筋・杭頭処理)  
D 13mm, SD345

S8400

施工内訳0-0015号表

10 t未満

1 t 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
鉄筋加工・組立 一般構造物	1.00	t			T8100
異形鉄筋 (SD345) D 13mm	1.03	t			T0673
*** 単位当り計 ***	1	t			
A=2 異形鉄筋 13mm C=8 差筋及び杭頭処理 E=1 トンネル外作業			B=2 SD345 D=2 10 t未満 F=1 法面作業でない		
G=1 時間的制約なし I=2 50 t未満 K=1 水替なし又は災害査定			H=1 通常時間帯 J=1 太径鉄筋無し又は、割合10%未満 L=1 VI-2-①-1		

# 入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量／ 単位	単 価 額	条 件 名 称	値 称
X1000	**本工事費**				
Y01000000	鶴見川 レベル1	式			
Y01010000	石積補修工 レベル2	式			
Y01010100	石積補修工 レベル3	式			
Y01010101	石積補修工	式			
V0002	目地付着物除去工	30 m <sup>2</sup>			
V0003	石積空洞部洗浄下地処理工	30 m <sup>2</sup>			
V0005	石積専用接着剤注入工	1,307 リットル			
V0006	表面刷毛引工	30 m <sup>2</sup>			
F0008	散水車損料 4m <sup>3</sup>	24 h			
Y01000000	馬見塚川 レベル1	式			
Y010V0000	石積修繕工 レベル2	式			
Y010V0B00	石積修繕工 レベル3	式			
Y010V0B0B	石積修繕工	式			
SQ102	無筋・鉄筋構造物人力打設 18- 8-40(高炉), 小型車割増無し	0.4 m <sup>3</sup>		A=1, B=1, C=4, D=3, E=2, G=1, H=2, J=2, L=1 A=無筋・鉄筋構造物, B=設計日打設量10m <sup>3</sup> /日未満, C=人力打設(-1≦H≦1), D=18- 8-40, E=高炉, G=小型車割増無し, H=一般養生, J=現場内小運搬無し, L=Ⅱ-4-①-4	
SQZ104	一般型枠 鉄筋・無筋構造物	0.8 m <sup>2</sup>		A=1, B=1, C=1 A=一般型枠, B=鉄筋・無筋構造物, C=Ⅱ-4-②-2	
Y010V0000	底版コンクリート工 レベル2	式			

# 入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量／ 単位	単 価 額	条 件 名 称
Y010V0B00	底版コンクリート工 レベル3	式		
Y010V0B0B	底版コンクリート	式		
SQ102	無筋・鉄筋構造物人力打設 18- 8-40(高炉), 小型車割増無し	0.5 m <sup>3</sup>		A=1, B=1, C=4, D=3, E=2, G=1, H=2, J=2, L=1 A=無筋・鉄筋構造物, B=設計日打設量10m <sup>3</sup> /日未満, C=人力打設(-1 ≤ H ≤ 1), D=18- 8-40, E=高炉, G=小型車割増無し, H=一般養生, J=現場内小運搬無し, L=Ⅱ-4-①-4
SQZ104	一般型枠 鉄筋・無筋構造物	0.1 m <sup>2</sup>		A=1, B=1, C=1 A=一般型枠, B=鉄筋・無筋構造物, C=Ⅱ-4-②-2
Y010V0B0B	水替工	式		
S1900	土のう締切工 仕拵・積立・撤去	0.5 m <sup>2</sup>		A=1, B=1, C=1 A=仕拵・積立・撤去, B=小口並べ, C=Ⅱ-5-⑩-1
S2561	締切排水工 作業時排水 水替日数1日	1 式		A=2, C=1, E=1, F=1, G=1 A=作業時排水, C=排水量0~40m <sup>3</sup> /h未満, E=水替日数, F=設置・撤去箇所数, G=Ⅱ-5-⑧-2
Y01000000	根比川 レベル1	式		
Y01060000	ブロック積補修工 レベル2	式		
Y2E0B0Q00	ブロック積補修工 レベル3	式		
Y2E0B0Q06	ブロック積補修工	式		
SQ102	無筋・鉄筋構造物人力打設 18- 8-40(高炉), 小型車割増有り	1 m <sup>3</sup>		A=1, B=1, C=4, D=3, E=2, G=2, H=2, J=1, L=1 A=無筋・鉄筋構造物, B=設計日打設量10m <sup>3</sup> /日未満, C=人力打設(-1 ≤ H ≤ 1), D=18- 8-40, E=高炉, G=小型車割増有り, H=一般養生, J=現場内小運搬有り, L=Ⅱ-4-①-4
SQZ104	一般型枠 鉄筋・無筋構造物	7 m <sup>2</sup>		A=1, B=1, C=1 A=一般型枠, B=鉄筋・無筋構造物, C=Ⅱ-4-②-2
S8400	鉄筋加工・組立(差筋・杭頭処理) D 1 3mm, S D 3 4 5	0.007 t		A=2, B=2, C=8, D=2, E=1, F=1, G=1, H=1, I=2, J=1, K=1, L=1 A=異形鉄筋 1 3mm, B=S D 3 4 5, C=差筋及び杭頭処理, D=1 0 t未満, E=トンネル外作業, F=法面作業でない, G=時間的制約なし, H=通常時間帯, I=5 0 t未満, J=太径鉄筋無し又は、割合 1 0 %未満, K=

# 入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量／ 単位	単 価 額	条 件 名 称 価 称
				水替なし又は災害査定, L=VI-2-①-1
Y010V0B0B	水替工	式		
S1900	土のう締切工 仕拵・積立・撤去	1 ㎡		A=1, B=1, C=1 A=仕拵・積立・撤去, B=小口並べ, C=II-5-⑩-1
S2561	締切排水工 作業時排水 水替日数1日	1 式		A=2, C=1, E=1, F=1, G=1 A=作業時排水, C=排水量0~40m <sup>3</sup> /h未満, E=水替日数, F=設置・撤去箇所数, G=II-5-⑧-2
G0000	**直接工事費**			
Z0050	共通仮設費 (率分)	式		
G1000	**共通仮設費計**			
G2000	**純工事費**			
Z0020	現場管理費	式		
G2900	**現場管理費計**			
G4000	**工事原価**			
Z0030	一般管理費	式		
Z0031	契約保証費	式		
G4100	**一般管理費等計**			
G4800	**工事価格**			
Z0038	消費税相当額	式		
G5000	**請負工事費**			





# 機 労 材 集 計 表

項番	単価 コード	集計 区分	単 価 値	数量累計	単 位	単 価 名 称	集 計 区 分 名 称
1	R0100	202		8.4721	人	特殊作業員	労務単価
2	R0200	202		15.3275	人	普通作業員	労務単価
3	R0700	202		14.0670	人	石工	労務単価
4	R1400	202		1.0000	人	運転手(特殊)	労務単価
5	R2500	202		11.0775	人	土木一般世話役	労務単価
6	R3300	202		1.2640	人	型わく工	労務単価
7	R3500	202		0.6000	人	左官	労務単価
8	T0002	221		109.0000	L	軽油	3-1 燃料類
9	T0049	274		25.5000	袋	土のう	11-1 諸材料
10	T0366	382		2.4000	日	発動発電機賃料	建設機械賃料
11	T0439	382		1.1600	日	バックホウ賃料(クレーン付)	建設機械賃料
12	T0466	382		2.4000	日	工事用水中ポンプ賃料	建設機械賃料
13	T0673	246		0.0072	t	異形鉄筋(SD345)	7-1 鉄筋
14	T0900	214		2.0349	m <sup>3</sup>	高炉Bセメント補正	1-2 生コン補正
15	T0904	214		1.0710	m <sup>3</sup>	生コン運搬小型車割増	1-2 生コン補正
16	T0922	215		2.0349	m <sup>3</sup>	生コンクリート	1-3 生コンクリート
17	T8100	320		0.0070	t	鉄筋加工・組立	市場単価(1)鉄筋工(土木)

# 数量計算表

工種	項目		計算式 (上段:当初, 下段:変更)	数量	設計数量	単位	備考
	種別	細別		上段:当初 下段:変更	(上段:当初) (下段:変更)		
河川改修工事	鶴見川	左岸	20.0	20.0	20.0	m	
		計			20.0	m	
<b>【本工事】</b>							
石積補修工	石積接着補強工	目地付着物除去工	30.0 (図面より)	30.0	30	m2	
		石積空洞部洗浄下地処理工	30.0 (図面より)	30.0	30	m2	
		石積専用接着剤注入工	1,306.8 (図面より)	1,306.8	1,307	リットル	
		表面刷毛引き工	30.0 (図面より)	30.0	30	m2	
		散水車損料 4m3	24.0 (図面より)	24.0	24	h	

# 数量計算表

工種	項 目		計 算 式 (上段：当初, 下段：変更)	数量	設計数量	単位	備 考
	種 別	細 別		上段：当初	(上段：当初)		
河川改修工事	馬見塚川	右岸	0.8 + 2.8	3.6	3.6	m	
		計			3.6	m	
<b>【本工事】</b>							
石積補修工	石積補修工	無筋・鉄筋構造物人力打設、18-8-40（高炉）、 小型車割増無し、一般養生、現場内小運搬無し	0.4（図面より）	0.4	0.4	m3	
		一般型枠 鉄筋・無筋構造物	0.8（図面より）	0.8	0.8	m2	
底版コンクリート	底版コンクリート	無筋・鉄筋構造物人力打設、18-8-40（高炉）、 小型車割増無し、一般養生、現場内小運搬無し	0.5（図面より）	0.5	0.5	m3	
		一般型枠 鉄筋・無筋構造物	0.1（図面より）	0.1	0.1	m2	
	水替工	土のう締切工	0.5（図面より）	0.5	0.5	m2	
		仕拵・積立・撤去、小口並べ 締切排水工 作業時排水 水替日数1日 排水量0～40m3/h未満 1箇所	1.0（図面より）	1.0	1	式	

# 数量計算表

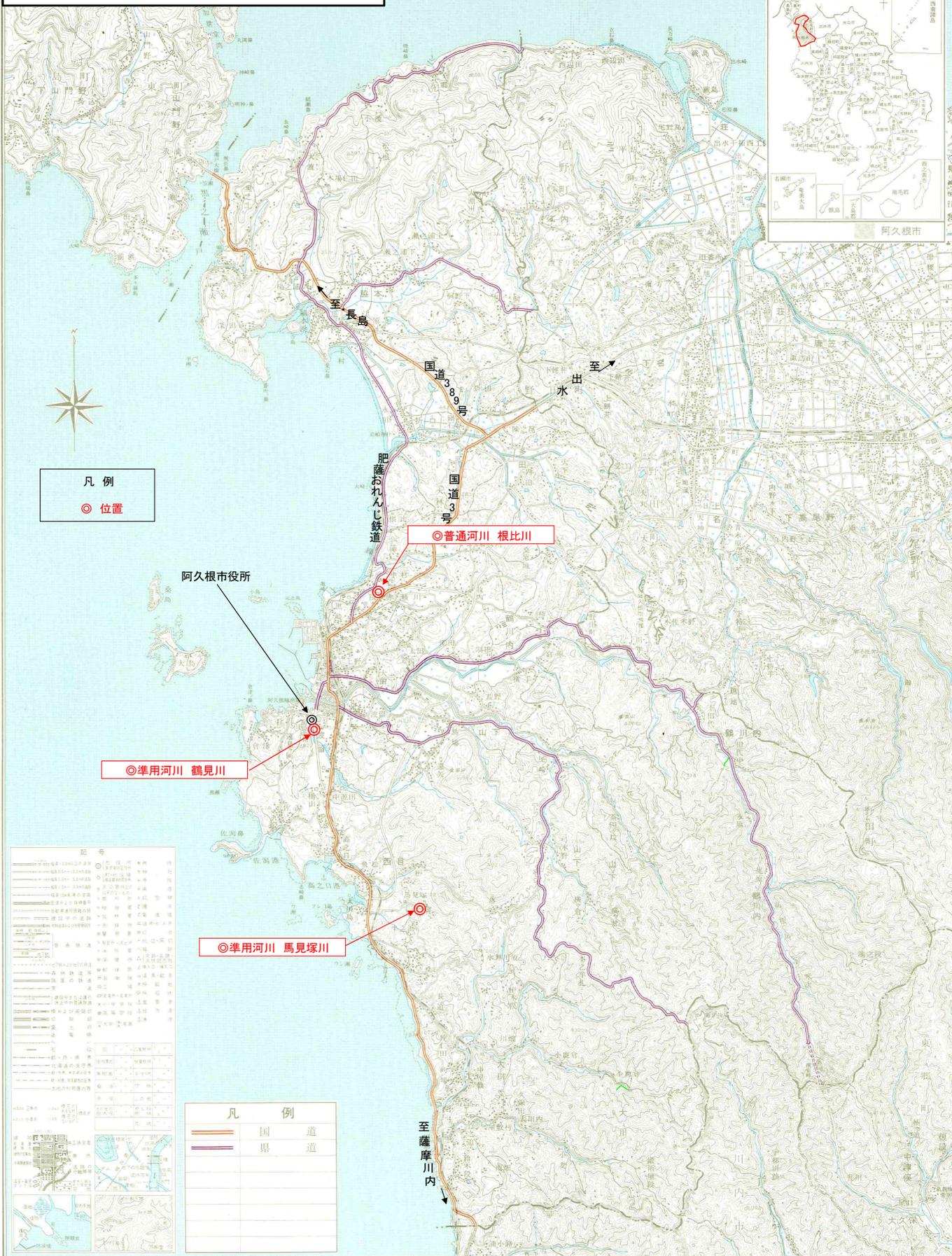
工種	項目		計算式 (上段:当初, 下段:変更)	数量	設計数量	単位	備考
	種別	細別		上段:当初 下段:変更	(上段:当初) (下段:変更)		
河川改修工事	根比川	右岸	7.0	7.0	7.0	m	
		計			7.0	m	
【本工事】							
ブロック積補修工	ブロック積補修工	無筋・鉄筋構造物人力打設、18-8-40（高炉）、 小型車割増有り、一般養生、現場内小運搬有り	1.3（図面より）	1.3	1	m3	
		一般型枠	6.6（図面より）	6.6	7	m2	
		鉄筋・無筋構造物					
		鉄筋加工・組立（差筋・杭頭処理） D13mm、SD345、10t未満	0.007（図面より）	0.007	0.007	t	
	水替工	土のう締切工 仕替・積立・撤去、小口並べ 締切排水工 作業時排水 水替日数1日 排水量0～40m3/h未満 1箇所	1.2（図面より）	1.2	1	m2	
			1.0（図面より）	1.0	1	式	

# 阿久根市全図

1 : 50,000 地形図

令和7年度 市単独事業 鶴見川外2川 河川改修工事

位置図



凡例  
◎ 位置

◎準用河川 鶴見川

◎普通河川 根比川

◎準用河川 馬見塚川

凡例	
	国道
	県道

記号	
	国道
	県道
	河川
	鉄道
	建物
	森林
	田圃
	水域
	等高線
	標高
	標高輪
	境界
	方位
	縮尺
	投影
	グリッド
	索引
	備考



鹿児島県 阿久根市役所

# 特記仕様書

## 第1章 総則

(総則)

第1条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

工事名：令和7年度 市単独事業 鶴見川外2川 河川改修工事  
工事場所：鶴見川・馬見塚川・根比川  
(阿久根市 鶴見町・西目・赤瀬川 地内)

第2条 この工事は、契約図書及び図面によるほか、この特記仕様書ならびに下記仕様書等その他諸法を遵守し施工しなければならない。

なお、本特記仕様書及び共通仕様書、要綱、指針、示方書（最新版）に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、別紙「工事打合簿」により監督職員（以下「甲」という。）と協議し、かつその指示に従うこと。

- (1) 土木工事共通仕様書（鹿児島県土木部制定）
- (2) 土木工事施工管理基準（鹿児島県土木部制定）
- (3) 土木請負工事必携（鹿児島県土木部制定）
- (4) 河川事業設計基準書（鹿児島県土木部河川課制定）
- (5) コンクリート標準示方書（土木学会制定）
- (6) 建設副産物適正処理推進要綱＜改定＞（国土交通省）
- (7) 土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課）
- (8) その他関係要綱、指針、示方書等

第3条 この工事の契約数量は、別添「本工事内訳書」のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、甲乙協議のうえ契約変更の対象とする。  
ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

第4条 契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分の1以上の金銭的保証を要す。

(前払金)

第5条 保証事業会社の保証がなされている請負金額500万円以上のものについては、請負金額の10分の4以内で前払金を請求することができる。

なお、当初設計においては前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるが、前払金を受けない場合でも、一般管理費の率は変更の対象としない。

2 次に掲げる要件のいずれにも該当し、前項により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証がなされたものについては、請負金額の10分の2以内で中間前払金を請求することができる。

ただし、契約に当たり部分払することを選択した場合は、中間前金払を行わないこととする。さらに、前払金と中間前払金との合計は請負金額の10分の6を超えないものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。

- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
  - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 3 前金払を請求する場合は、請求書に保証事業会社の保証に係る保証証書を添付して提出しなければならない。

(工事カルテ作成、登録)

第6条 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成時に工事実績情報として「通知書」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内(土、日、祝日等を除く)に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内(土、日、祝日等を除く)に、完成時は工事完成後10日以内(土、日、祝日等を除く)に(財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

また、登録完了後は、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(電子納品)

第7条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「阿久根市電子納品ガイドライン(案)(令和4年1月): (以下「ガイドライン」という。)」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【阿久根市ウェブサイト】

ホーム > 市政情報 > 施策・計画 > 土木・建築・交通 > 電子納品

- 2 ガイドラインに基づき作成した電子成果品は、電子媒体で正本・副本各1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

(技術者)

第8条 請負者は、測量・調査・施工管理・検査のために専属して経験のある技術者を常置し、監督職員の指示に応じなければならない。

(監理技術者等の専任を要しない期間)

第9条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。

- 2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日(「工事目的物引受書」等にお

ける日付) とする。

(配置技術者等の途中交代)

第10条 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合の他、下記に該当する場合である。

- (1) 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- 2 前1項の場合にあっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

(現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合)

第11条 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務(現場の巡回等)があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
  - (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
  - (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
  - (4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間
- 2 発注者への報告
- 前1項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第12条 現場代理人の兼任

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任(監理)技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円\*未満であ

ること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円\*以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。

- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内であること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

※ 建築一式工事は、9,000万円

## 2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書」（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

## 3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

（施工体制台帳の作成等について）

第13条 本工事の請負者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

（施工体系図の作成等について）

第14条 本工事の請負者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- エ その他監督職員が記載を指示した業務等

## 第2章 工事の施工

(国土調査の基準点等測量標識等の保全)

第15条 施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

第16条 コンクリート工

コンクリートは下記のとおりとする。

種別	基準強度	スランプ	最大粒径	使用箇所
高炉セメント B種	18N/mm <sup>2</sup>	8±2.5cm	40mm	コンクリート工

第17条 本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、請負者は、施工計画書の作成及び工事施工時において、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、工事実施期間中に発生した施工条件についても、甲・乙協議し契約変更の対象とする。

- 1 工事着手前に地元区長及び地域住民に対して周知を図ること。

第18条 多自然川づくり

施工にあたっては、多自然型川づくりを念頭に現況を改変することなく良好な瀬淵環境を保全し、または創出するものとする。

- 1 土工により河床を真っ平らに仕上げない。また、埋戻し等により水際部を固めない。
- 2 護岸肩に覆土をして植生繁茂を促し、コンクリートの目立たない工夫をすること。
- 3 水際には発生材により寄せ石・寄せ土を行い、水生生物の住処づくりと植生回復を図ること。
- 4 工事により起終点と対岸の良好な淵を改変させない施工とすること。

(管内(県内)建設業者の優先使用)

第19条 請負業者は、工事の一部を下請けに付する場合は、北薩地域振興局管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。

(県産資材の優先使用について)

第20条 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの(以下「県産資材」という。)の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

第21条 工事等の施工にあたって要する物品等の調達について

- 1 資材、機械の購入や借入れ等をする場合は、可能な限り阿久根市内業者を優先して活用すること。
- 2 建設現場内における飲食のほか、現場事務所内で必要とされる事務用品等の購入は可能な限り阿久根市内業者から購入すること。

第22条 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト

混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場合に掲げなければならない。

#### 第23条 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設発生汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(過積載等の防止)

第24条 ダンプトラック等による過積載等の防止について以下のことを遵守すること。

- (1) 工事中資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 第1号から第6号のことにつき、下請契約における請負者を指導すること。

### 第3章 その他

(暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)

第25条 阿久根市が発注する建設工事等(以下「市工事等」という。)において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく市(発注者)及び警察に通報すること。市工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市(発注者)と協議を行うこと。

(ヤンバルトサカヤスデのまん延防止)

第26条 ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正について)

第27条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」は阿久根市ホームページから取得できる。

(週休2日)

第28条 本工事は、「週休2日」試行工事（受注者希望型）の対象である。

- 2 試行にあたっては、『「週休2日」試行工事実施要領』に基づき行うものとする。
- 3 実施要領は、阿久根市ホームページから取得できる。

(環境改善実施要領について)

第29条 本工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事現場編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

## 【別添】

### ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

#### 1 土・樹木等の措置

(1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。

(2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。

一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間の焼却施設

産業廃棄物：業の許可を有している民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

#### 2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

#### 3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

(1) 薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。

(2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

#### 4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

#### 5 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記1～3の措置が講じられているかを確認する。

※奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H 1 1：南九州市（旧穎娃町、旧知覧町）、

H 1 4：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町）

H 1 5：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市

H 1 6：鹿児島市

H 1 7：指宿市

H 2 2：出水市、南さつま市

H 2 5：霧島市、阿久根市

H 2 6：鹿屋市、始良市

H 2 9：長島町

R 0 3：西之表市、中種子町、錦江町

R 0 4：肝付町、薩摩川内市、いちき串木野市、南大隅町

R 0 6：大崎町



(別紙1)

# 工事打合簿

発議者	<input type="radio"/> 発注者 <input type="radio"/> 請負者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 (      )		
工事名		請負者名	
(内 容)			
添付図 葉、そのた添付図書 受領書1式			
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理   します。 <input type="checkbox"/> 変更契約の対象とするので、別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> 緊急を要するものであるため、工事打合簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> その他 (      )	
		監督職員	令和 年 月 日
	請負者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出   します。 <input type="checkbox"/> その他 (      )	
		現場代理人	令和 年 月 日

課長	技術 補佐	総 括 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 技術者

契約担当者

殿

請負者  
商号又は名称  
代表者の氏名

## 現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。  
なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

記

①兼任する工事 (県土木部工事)	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	現場代理人不在の際の緊急連絡先	氏名	
	連絡先		
②兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
発注機関の連絡先			
③兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
発注機関の連絡先			
工事現場の相互の 距離・移動時間	①-②	km	分
	①-③	km	分
	②-③	km	分

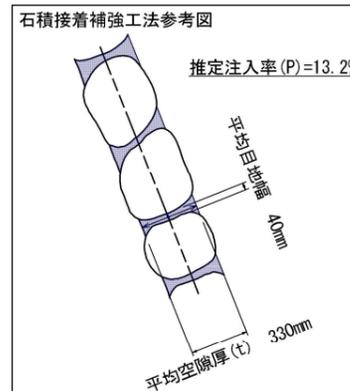
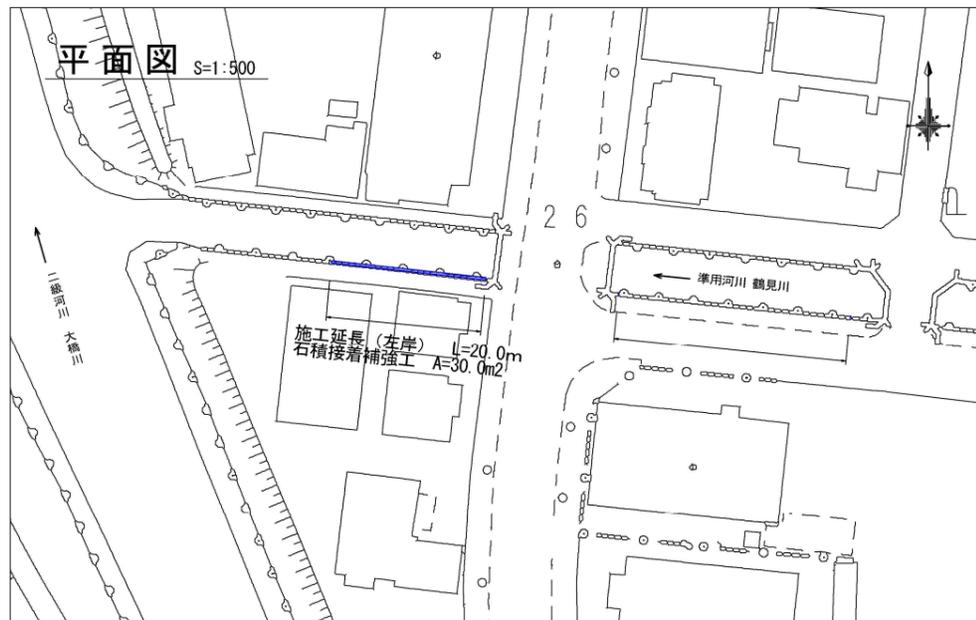
○添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）（※契約前の工事については後日提出）  
○兼任する他の工事について、兼任の承認を受けていることがわかる書類の写しを後日提出すること





令和7年度 市単独事業 鶴見川外2川 河川改修工事

鶴見川



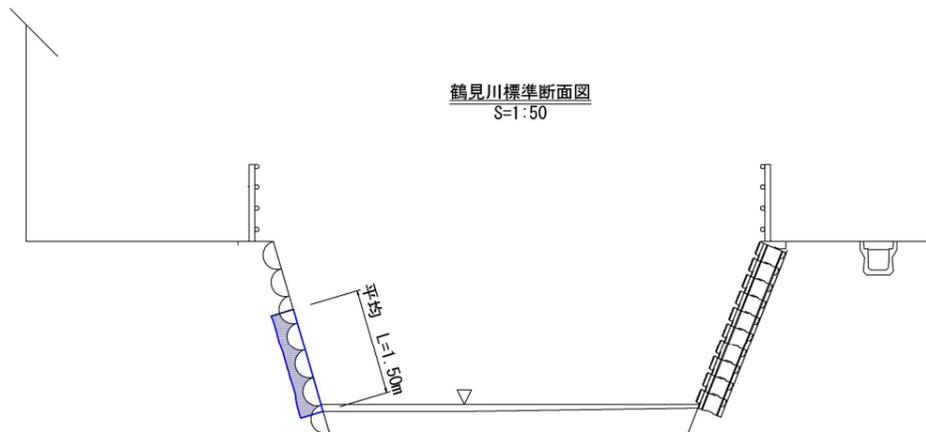
$$\text{推定注入量 (V)} = \text{施工面積 (m}^2\text{)} \times \frac{\text{空隙厚 (t)}}{1000} \times \text{注入率 (P)} \times 1000$$

※注入量は推定であり、実績により変更することとする。

数量表

名称	摘要	計算式	数量	単位	1.0ヶ所当り
目地付着物除去工		20.0 × 1.5 = 30.0	30.0	m <sup>2</sup>	
洗浄下地処理		20.0 × 1.5 = 30.0	30.0	m <sup>2</sup>	
石積専用接着剤注入工	モルダムエース	30.0 × 330 / 1000 × 0.132 × 1000 = 1306.8	1306.8	リットル	
表面刷毛引き工		20.0 × 1.5 = 30.0	30.0	m <sup>2</sup>	
散水車損料		4.0m <sup>3</sup>	24	h	

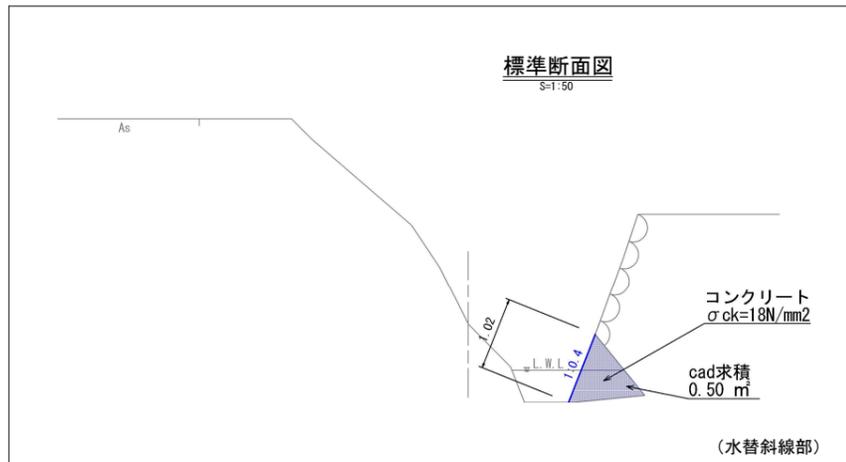
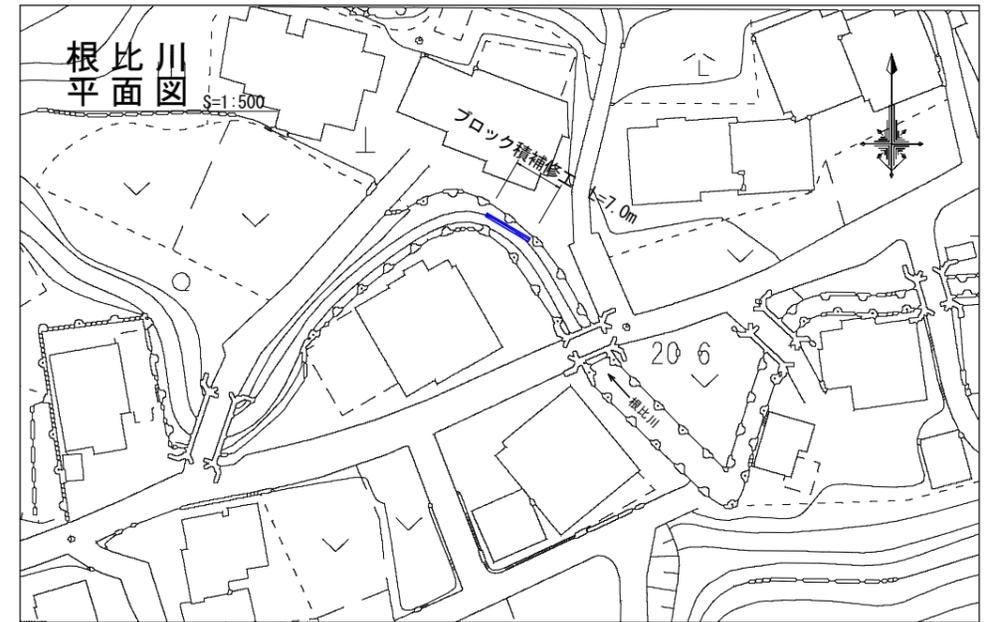
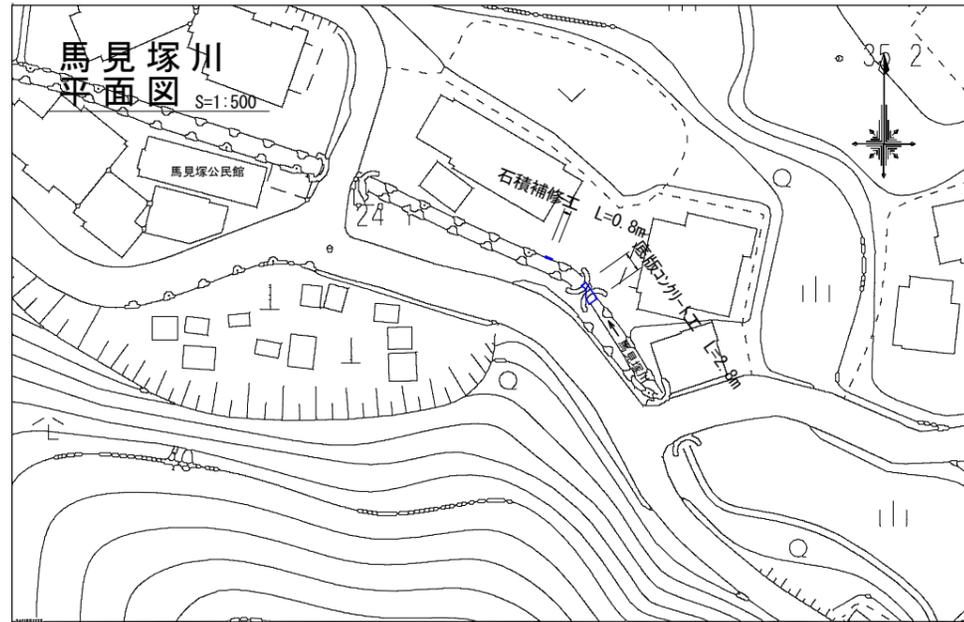
鶴見川標準断面図  
S=1:50



実施設計図

阿久根市	
工事名	令和7年度 市単独事業 鶴見川外2川 河川改修工事
河川名	鶴見川・根比川・馬見塚川
工事箇所	阿久根市 鶴見町・赤瀬川・西目 地内
図面種類	平面図・横断面・参考図
縮尺	各図参照
図面番号	全 2 葉 第 1 号

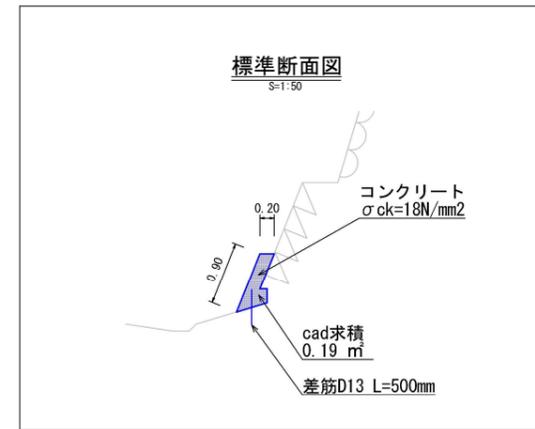
令和7年度 市単独事業 鶴見川外2川 河川改修工事



数量表

名称	規格	計算式	数量	単位
コンクリート	18-8-40	$0.50 \times 0.8 = 0.40$	0.4	m <sup>3</sup>
型枠	損料	$1.02 \times 0.8 = 0.816$	0.8	m <sup>2</sup>

1.0式当り

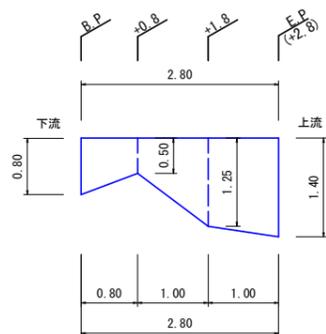


数量表

名称	規格	計算式	数量	単位
コンクリート	18-8-40	$0.19 \times 7.0 = 1.33$	1.3	m <sup>3</sup>
型枠	損料	$0.9 \times 7.0 + 0.19 \times 2 = 6.68$	6.6	m <sup>2</sup>
差筋	D13 L=500mm 50cmピッチ	$14本 \times 0.5m \times 0.995kg/m = 6.965$	7.0	kg
土のう締切工	川幅3m小口並べ 0.68×0.48×0.20	$3.0 \times 0.40 = 1.20$	1.2	m <sup>2</sup>
締切排水工			1	式

1.0式当り

底板コンクリート工：展開図 S=1:50



数量表

名称	規格	計算式	数量	単位
底板コンクリート	18-8-40 平均厚 t=0.2	$((0.80+0.50)/2 \times 0.8 + (0.50+1.25) \times 1.0 + (1.25+1.40) \times 1.0) \times 0.2 = 0.544$	0.5	m <sup>3</sup>
型枠	損料	$0.8 \times 0.2 = 0.16$	0.1	m <sup>2</sup>
土のう締切工	小口並べ 0.68×0.48×0.20	$1.4 \times 0.40 = 0.56$	0.5	m <sup>2</sup>
締切排水工			1	式

1.0式当り

実施設計図

阿久根市	
工事名	令和7年度 市単独事業 鶴見川外2川 河川改修工事
河川名	鶴見川・根比川・馬見塚川
工事箇所	阿久根市 鶴見町・赤瀬川・西目 地内
図面種類	平面図・標準断面図
縮尺	各図参照
図面番号	全 2 葉 第 2 号